

那覇市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

令和 5 年 11 月 22 日生涯学習部長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、那覇市立図書館雑誌スポンサー制度の実施にあたり必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 この制度は、那覇市立図書館（以下「図書館」という。）の雑誌を広告媒体として活用することで、民間事業者等に情報発信の場を提供するとともに、図書館の経費を効率的に運用し、市民サービスの向上を図ることを目的とする。

(定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 雑誌スポンサー スポンサーの申し込みを行い承認された者。
- (2) 提供雑誌 雑誌スポンサーが図書館に提供する雑誌。

(雑誌スポンサーの要件)

第 4 条 雑誌スポンサーになれる者は、企業、商店、団体等とし、個人は雑誌スポンサーの対象外とする。

2 前項の規定に関わらず、次の各号に該当する者は雑誌スポンサーの対象外とする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団及びその構成員並びに反社会的団体又はこれらに準ずる者
- (2) 国税及び地方税に滞納がある者
- (3) 風俗、宗教、政治活動の団体等、雑誌スポンサーとして適当でないと認める者

(広告掲載基準)

第 5 条 提供雑誌に掲載する広告は、次のいずれの要件にも該当しないこととする。

- (1) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (2) 人権侵害のおそれがあるもの
- (3) 政治又は宗教に関するもの
- (4) 意見広告など特定の主義主張を目的とするもの
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する風俗営業に関するもの
- (6) 内容及び責任の所在が不明確なもの
- (7) 図書館が推奨をしているかのような誤解を与えるもの
- (8) その他、表現方法や内容が不適切と判断されるもの

(雑誌スポンサーの期間)

第6条 雑誌スポンサーの期間は、1年間（4月1日から翌年3月31日まで）とする。ただし、年度途中で雑誌スポンサーに承認された者は、承認日から当該年度の3月31日までとする。

2 前項の規定に関わらず、雑誌スポンサーから期間終了の3か月前までに終了の申し出が無い場合は、雑誌スポンサーの期間は自動的に1年間更新されるものとする。

3 雑誌スポンサーが解散・倒産等のやむを得ない事情があるときは、終了することができるものとする。

（申し込み方法）

第7条 雑誌スポンサーを希望する者は、那覇市立図書館雑誌スポンサー申込書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて申し込むものとする。

- (1) 申込者の業務概要がわかる書類
- (2) 国税及び地方税に滞納がないことがわかる書類
- (3) 掲載予定の広告
（提供雑誌等）

第8条 提供雑誌は、図書館が定める雑誌リストの中から選定することを原則とするが、協議によりリスト外の雑誌も選定することができるものとする。

2 提供雑誌の所有権は、那覇市に帰属する。

（承認等）

第9条 生涯学習部長は、第7条の申し込みがあったときは、第4条及び第5条の要件等をもってスポンサーを承認し、那覇市立図書館雑誌スポンサー承認・不承認通知書（様式第2号）により通知するものとする。なお、提供を希望する雑誌に複数の雑誌スポンサーの申し込みがあった場合は、申し込みが早い者を優先する。

（広告の規格等）

第10条 広告の規格や位置等は、別紙のとおりとし、提供雑誌の配架位置は図書館長が定める。

（承認の取り消し）

第11条 雑誌スポンサー期間中に次の各号のいずれかに該当した場合は、雑誌スポンサーの承認を取り消し、那覇市立図書館雑誌スポンサー取消通知書（様式第3号）により通知するものとする。

- (1) 偽り、その他不正な手段で申し込みを行ったことが発覚したとき
- (2) 社会的信用を著しく損なう不祥事を起こしたとき
- (3) 提供雑誌が図書館に納品されないとき

2 前項第1号及び第2号により、承認を取り消された雑誌スポンサーの提供雑誌は、広告を除去したうえで図書館利用者へ提供するものとする。

（その他）

第12条 その他必要な事項は、生涯学習部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。